



中国知的財産権

ニュースレター

中国国際貿易促進委員会特許商標事務所

2020年第3号 (全66号)

2020年5月28日



〒100031 中華人民共和国北京市復興門内大街158号遠洋大厦10/F層

電話: +86-10-66412345

ファクシミリ: +86-10-66415678/10-66413211

ホームページ: www.ccpit-patent.com.cn

Eメール: mail@ccpit-patent.com.cn



目次

欧州特許庁 2019年の中国専利出願数が3割近く増加 過去最高を再更新	2
2019年 中国専利・商標の質権融資額が1515億元に	3
中国がPCT国際出願数で世界首位に躍進	4
2019年の中国著作権登録数が418万6549件	6
『中国著作権年鑑2019』が刊行	8
著作権法改正(草案)が意見募集	9
中国国家知識産権局が『2019年中国専利調査報告』を公表	10
『地理的表示専用標識使用管理規則(試行)』が公布	12
中国最高裁判所知的財産権法廷裁判要旨(2019)概要	14
中国最高裁判所知的財産権法廷が年度報告書を発表 技術系知的財産権案件の六つの特徴	16
最高裁 知的財産権に対する司法保護を全面的に強化、損害賠償額を引き上げ	18
北京初の展覧会知的財産権保護連盟が発足	19
AI・IoT・ビジネスモデルの関連情報	20



専利

欧州特許庁 2019年の中国専利出願数が3割近く増加 過去最高を再更新

欧州特許庁（EPO）が3月12日に発表した2019年専利指数報告によると、2019年の中国から欧州特許庁への専利出願数は前年比29.2%増の12247件と過去最高を記録し、専利出願主要10カ国の中で最高の伸びとなった。

報告によると、欧州特許局は2019年に18.1万件を超える専利出願を受理した。2018年より4%増加し、過去最高を更新した。出願数ランキングではアメリカ、ドイツ、日本が上位3カ国で、中国の順位が前年の5位から4位に上がった。

報告によると、中国企業の欧州特許庁への専利出願件数は、過去10年間で6倍も増加した。2019年の中国からの専利出願は、主にデジタル通信、コンピューター技術、電気機械、測定機器、エネルギーなどの分野に集中している。ファーウェイ社が企業別専利出願数ランキングのトップに躍進し、デジタル通信分野専利出願数で6度目の1位に輝いた。

欧州特許庁長官のアントニオ・カンピーノ氏は、「中国企業は昨年、欧州特許庁への出願増加数と増加率でいずれも一位だった。デジタル技術の応用に対する中国企業の貢献は、中国がこの技術分野の推進力であることを示した。当該技術分野が最も重要なイノベーション分野となっている。

過去10年間の専利出願での長足の進歩は、中国が研究開発を促進するうえで努力を重ねていることの証であり、中国がイノベーション駆動型経済を発展させていること的有力な証拠である」と述べた。

http://www.xinhuanet.com/world/2020-03/12/c_1125703475.htm



2019年 中国専利・商標の質権融資額が1515億元に

中国国家知識産権局の情報によると、2019年に中国の知的財産権運用システムの効果が明らかとなった。全国での専利権の譲渡、使用許諾、質権などの運用は30.7万回で、専利と商標の質権融資総額がそれぞれ前年同期比21.3%と23.8%増加し、合計で1515億元（人民元、以下同じ）に達した。

2019年の知的財産権運用成果として、知的財産権運用サービスシステム構築の重点都市が26に増えたこと、初の全専利構成資産の証券化商品の発行に成功したこと、一連の重要な知的財産権運用プロジェクト・プラットフォームが続々と実施に移されたことも挙げられる。

国家知識産権局によると、重点都市は模範的な役割を果たしている。2019年に26の重点都市で譲渡、使用許諾、質権融資などの専利権の運用が11.1万回行われた。全国の36%を占め、同期比29.8%増加し、全国専利運用推進への貢献度は47.1%にも達し、全国知的財産権運用の主な成長エンジンとなった。26の重点都市では一年間に同期比34%増の3053回の専利質権融資が行われた。全国の43.2%を占め、融資総額は442億元であり、また2019年末現在で計2.3万社の中小企業に知的財産権信託管理サービスが提供されている。

各種の運用試行プロジェクトが着々と推進されている。2019年に政府財政資金で設立された知財運用基金は23であり（重点都市で設立された基金を含む）、これらの基金は計197のプロジェクトに投資され、投資額は大幅にアップし、中核的な知的財産権を持つイノベーション型企業と発展潜在力を持つ知的財産権サービス機構の多くがその融資の支援を受けた。2019年末現在で、9つの国家レベル知的財産権実施プラットフォーム（センター）が各種知的財産権12.1万件の取引を行い、その登録ユーザー数は28.4万に達し、8577のイノベーション主体にサービスを提供し、38.9億元の各種知的財産権取引を成功させた。

実績管理面において、中国国家知識産権局と中国財務省が2019年に第三者機関に依頼して知的財産権運用サービスシステムを構築した第一陣8つの重点都市について中期実績評価を行ったところ、現地調査と総合評定を経た後、すべての都市が合格して残りの資金の支援を滞りなく獲得した。

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zl/202003/1949185.html>



中国が PCT 国際出願数で世界首位に躍進

世界知的所有権機関 (WIPO) は 4 月 7 日、スイスのジュネーヴで記者会見を開き、2019 年の特許、商標、工業製品意匠の国際登録データを発表した。データによると、2019 年に中国は『特許協力条約』(PCT) に基づく特許出願 5.899 万件を提出し、米国 (5.784 万件) を抜いて国際特許出願件数ランキングの首位に躍進した。

「中国出願人が急速に PCT 特許出願で首位になったのは、イノベーションの中心が世界の東方へ長期的にシフトしていることを示しており、アジアからの出願が既に PCT 特許出願全体の過半数を占めている」と、WIPO のフランス・ガリ事務局長は述べている。

データによると、2019 年に世界の知的財産権指数が過去最高を更新した。PCT 出願数は 5.2% 増の 26.58 万件、マドリッド国際商標出願数は 5.7% 増の 6.44 万件、ハーグ協定を利用した意匠出願数は 10.4% 増の 2.1807 万件であった。PCT 出願数ランキングの上位 5 カ国は中国 (5.899 万件)、米国 (5.784 万件)、日本 (5.266 万件)、ドイツ (1.9353 万件)、韓国 (1.9085 万件)。マドリッド国際商標出願数ランキングの上位 5 カ国は米国 (1.0087 万件)、ドイツ (7700 件)、中国 (6339 件)、フランス (4437 件)、スイス (3729 件)。ハーグ協定を利用した意匠出願数ランキングの上位 5 カ国はドイツ (4487 件)、韓国 (2736 件)、スイス (2178 件)、イタリア (1994 件)、オランダ (1376 件) となっている。

また、PCT 出願の出願人別のデータでは、中国企業や大学が大いに躍進した。中国のファーウェイ社が 4411 件の PCT 出願で首位に輝いた。次いで日本の三菱電機株式会社 (2661 件)、韓国のサムソン電子 (2334 件)、米国のクアルコム (2127 件)、中国の広東 OPPO (1927 件) と続き、企業出願人トップ 10 に中国企業四社がランクインした。大学別では、カリフォルニア州立大学が 470 件の出願で連続首位、清華大学 (265 件) が二位となり、その後は深セン大学 (247 件)、マサチューセッツ工科大学 (230 件)、華南理工大学 (164 件) となっている。TOP10 の大学には、米国が 5 校、中国が 4 校、韓国が 1 校がランクインした。

「知的財産権がますますグローバル競争の中心になってきた」と、ガリ事務局長は述べている。目下、新しい医薬品、新しい通信技術、グローバルチャレンジに対応する新しいアイデアに代表されるイノベーションが増え続けている。世界中の人々はその恩恵を受けるだろう。



近年中国はイノベーション駆動型発展戦略と知的財産権戦略の実施に力を入れ、イノベーションと研究開発への投資を拡大し、知的財産権の保護を重要視し、良好な経営環境を整えており、中国の知的財産権は量質ともにレベルアップし、その国際影響力も一段と向上するだろう。

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1147244.htm>



著作権

2019年の中国著作権登録数が418万6549件

中国国家著作権局が3月25日に2019年全国著作権登録状況を公表した。それによると、2019年の全国の著作権登録件数は418万6549件に達し、2018年の345万7388件より21.09%増加した。

各省、自治区、直轄市の著作権局と中国著作権保護センターの作品登録情報統計データによると、2019年の全国の作品登録数は270万1564件で、2018年の235万1952件より14.86%増加した。

全国の作品登録数は全体的に着実な増加傾向を見せており、登録数の伸びが大きな地域（機関）と登録全体に占めるその割合はそれぞれ、北京市の100万3091件で37.13%、上海市の29万1803件で10.80%、中国著作権保護センターの28万2541件で10.46%、江蘇省の24万6607件で9.13%、四川省の17万106件で6.33%、重慶市の15万7692件で5.84%であり、これらの合計は全国登録総数の79.69%を占めている。2018年に比べ、作品登録数の増加率では天津、貴州、甘粛、内モンゴル、広西、チベット、吉林、雲南、山西、安徽などの省（自治区、市）がいずれも100%を超え、陝西、河南、重慶、河北などの省（市）はいずれも50%以上となっている。

作品の種類別では、登録数が最も多いのは美術作品の128万8139件で、登録総数の47.68%、次いで撮影作品の101万562件で37.59%、三位は文学作品の17万9314件で6.64%、四位は映画作品の8万823件で3.27%であり、これらの作品登録数は全体の95.18%を占めている。その他、録音製品が3万5232件で全体の1.3%、録画製品が1万948件で0.72%、音楽作品が1万7283件で0.64%、図形作品が1万6075件で0.6%、模型、演劇、曲芸、建築などが合計4万2191件で1.56%となっている。

また、中国著作権保護センターが公表したコンピューターソフトウェア著作権登録情報統計データによると、2019年の全国のコンピューターソフトウェア著作権登録は同期比34.36%増の148万4448件であった。

登録地域別では、ソフトウェア著作権登録地域は主に東部であり、その登録数は約104万件で全体の70.2%を占めている。うち広東、北京、江蘇、上海で登録されたソフトウェアは75万件弱で東部地域合計の71.6%を占めている。

登録地域の増加状況を見ると、伸び率の最も大きい地域は東北地域の57.7%で、全国の全体的な伸び率を約23ポイント上回った。次いで中部地域の50.3%、三位は西部地域の40.1%、四位は東部地域の29.6%であった。

各地域の登録数を見ると、コンピューターソフトウェア著作権登録数の多い



省（市）は、上位から順に広東、北京、江蘇、上海、浙江、山東、河南、四川、福建、湖北となっている。これらの省（市）で登録されたソフトウェアは合計約111万件で、登録総数の74.8%を占め、うち広東省のソフトウェア登録は25万件超で、登録総数の17.2%を占めている。

中国著作権保護センターが公表した著作権質権登録情報統計によると、2019年の全国の著作権質権登録は537件で、同期比1.83%減となった。それに関わる契約は同期比0.26%増の381件、作品は同期比16.96%増の1600件、主債務は同期比4%減の76億4312万元で、担保金額は同期比12.74%減の73億88万4千元であった。

コンピューターソフトウェア著作権質権登録は361件で、同期比3.14%増となった。それに関わる契約は同期比3.14%増の361件、作品は同期比21.62%増の1424件、主債務は同期比47.21%増の69億9681万4千元、担保金額は同期比43.38%増の66億7865万2千元であった。

作品（コンピューターソフトウェアを除く）の著作権質権登録は176件で、同期比10.66%減となった。それに関わる契約は同期比33.33%減の20件、作品は同期比10.66%減の176件、主債務は同期比79.86%減の6億4630万6千元、担保金額は同期比83.22%減の6億2223万2千元であった。

また、国家著作権局は「各地方の著作権行政管理部門と著作権登録機関は著作権登録の発展の趨勢に細心の注意を払い、国家著作権監督管理プラットフォームを十分に活用し、著作権登録状況報告制度を一層規範化し、著作権登録のチーム作りを強化し、著作権登録作業の効率を引き続き高めなければならない」と指摘している。

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=121589



『中国著作権年鑑 2019』が刊行

先頃、中国国家著作権局が編纂し、中国人民大学国家著作権貿易基地と中国人民大学出版社が編集した『中国著作権年鑑 2019』が正式に刊行された。

出版分野の百科事典として、『中国著作権年鑑 2019』は12のカテゴリー、41のサブカテゴリーまたはクラスからなり、2018年における中国各級著作権行政管理部門、著作権司法裁判機関、著作権公共サービス機構及び社会サービス組織の著作権業務の概要、全国の著作権に関する立法、司法、行政管理、宣伝・普及、交流・討議、社会管理とサービス、国際交流と協力、産業発展などの詳細な動的情報、中国の新聞出版、電子出版、ラジオ・テレビ、映画、アニメ、ソフトウェア、ネットゲームなど9の著作権関連産業の発展報告、著作権司法保護と行政法執行の典型的な判例の詳細な分析、中国著作権法の理論研究成果、特に著作権業界の注目課題を検討する9つの学術論文などが収録されている。その他、『中国著作権年鑑 2019』には立法、行政、司法判例及び業界ニュースなどを含む2018年の外国の著作権法律制度の最新動向、著作権登録、著作権保護、著作権管理及び著作権貿易に関する統計データ、新聞出版業、ラジオ・映画・テレビ放送業界及びソフト業界の統計情報も収録されている。

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=122020



著作権法改正（草案）が意見募集

4月26日に北京で行われた第13期全人代常務委員会第17回会議で『中華人民共和国著作権法（改正案）』が審議された。この改正案は4月30日に全人代の公式サイトで公表され、意見公募が行われている。

現在の著作権法は1990年9月開催の第7期全人代常務委員会第15回会議で採択され、2001年と2010年の2回にわたり改正されたものである。近年の中国の経済・社会の発展に伴い、著作権保護の分野に新しい状況や課題が生じており、著作権法の改正による早急な解決が待たれている。

この度審議された改正案の注目点は次の通りである。第一に、新技術の発展に適応し、現行法の規定では新しいものをカバーし、新しい状況に適応するのが難しいという問題を解決するため、実務のニーズに基づき関連する概念の表現を訂正し、関連する制度措置を新規に追加したこと。第二に、著作権侵害行為に関する罰則と責任追及を強化し、権利侵害が深刻な場合、懲罰的賠償制度が適用できること。第三に、民事訴訟法などの関連法律と結び合わせて、関連表現を訂正したことである。同時に近年中国が加入した関連国際条約の義務を履行するために、草案は貸与権の対象を明確化し、撮影作品の保護期間を延長し、作品の合理的な利用と出演者の権利に関する規定を補足し、録音製作者の放送報酬請求権を追加している。その中で、ネット上の著作権保護の強化、懲罰的賠償制度の導入等による不法行為の代償の大幅引き上げ、法執行手段の充実と監督管理の強化、作品登録制度の追加、他の法律との結び合わせの強化、著作権保護体系の完備化なども業界で広く注目されている。

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=122585



その他

中国国家知識産権局が『2019年中国専利調査報告』を公表

先頃、国家知識産権局が『2019年中国専利調査報告』（以下、『報告』という）を公表した。『報告』によると、調査を受けた専利権者のうち、当面の知的財産権保護水準が適切と認められるものは前年より10.2%増え、厳格保護の効果が専利権者に評価された。中国の知的財産権保護制度は権利侵害の代価を高め、知財保護環境を一層最適化する面において新しい成果を収めており、権利取得・権利確認段階における知財保護の強化等に対する企業のニーズが大きい。

『報告』は次のように指摘している。中国知的財産権の発展において、企業の専利技術の移転が輸出より輸入が多いこと、国際専利技術の取引に地域的な集中が現れていること、戦略的新興産業用の専利技術の導入が難しいことなどの問題点がある。中国における専利技術の移転と転化を促進し、国際イノベーションリソースを効果的に集めるため、『報告』は三つの提案をした。第一に、対外開放を一段と拡大し、法により知的財産権を厳格に保護し、世界トップレベルの経営環境を作り上げて、国際市場における科学技術イノベーション要素の良好な流動を促進するために基礎を固める。第二に、強制的な技術譲渡の禁止についての国際承諾を遵守するとともに、『知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPs)』に明確に規定された競争制限行為、知的財産権濫用となり得る行為、例えば、知的財産権の有効性に対する異議の提出の禁止や、排他的なグラントバック条項を入れるなどの行為を厳しく規制する。第三に、企業はイノベーション力を引き上げるとともに、知的財産権の活用レベルを高め、専利技術の国際貿易に関する予測・交渉の能力を一層高め、自身に対する競争制限行為の影響を最小限に抑える。

国家知識産権局は12年連続でこの専利調査を進めてきた。2019年の専利調査では、専利権者アンケート調査書1.35万部、専利情報アンケート調査書4.25万部を配り、有効な回答書それぞれ1.28万部と3.73万部を回収し、回収率は94.7%と87.8%であった。国家知識産権局はこれからも引き続き年度専利調査報告を公表し、政府の政策決定、および政策研究に情報データと関連サービスを提供する。

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1146807.htm>



コメント

本文の「戦略的新興産業用の専利技術の導入が難しい」という表現は、長年にわたる中国に対する差別的待遇を意味するもので、中国がこうした専利技術の専利権（又はライセンス）の市場価値を過小評価するためではない。これらにはワッセナー・アレンジメント(Wassenaar Arrangement)のような従来の障壁だけでなく、近年中国に不当に課された様々な制裁措置も含まれる。中国経済はこのような逆境の中で困難を克服しながら前進している。



『地理的表示専用標識使用管理規則（試行）』が公布

中国国家知識産権局は4月3日、『地理的表示専用標識使用管理規則（試行）』（以下、『規則』という）を公布した。中国の地理的表示保護を強化し、地理的表示専用標識の使用を統一化、規範化させるため、『規則』は中国の地理的表示専用標識の適用範囲と様式、管理機関の職責、使用者の義務、合法的な使用者、使用上の要求、使用者の表示方法、合法的な使用者に対する監督管理などについて詳細に規定している。『規則』の規定によれば、国家知識産権局が地理的表示専用標識の使用と管理規定を統一的に制定し、地理的表示専用標識使用の監督管理を組織して実施し、地方知的財産権管理部門が地理的表示専用標識の使用に関する日常的な監督管理業務を行う。

『規則』は次のように規定している。地理的表示保護製品及び団体商標・証明商標として登録された地理的表示は、地理的表示専用標識を使用する場合、地理的表示専用標識の指定箇所に統一社会信用コードを表記すること。国外の地理的表示保護製品は、地理的表示専用標識を使用する場合、地理的表示専用標識の指定箇所に販売業者の統一社会信用コードを表記すること。地理的表示保護製品は、地理的表示専用標識を使用する場合、地理的表示専用標識と地理的表示名称を両方とも使用し、併せて製品のラベル又は包装上にその地理的表示標準コード又は承認公告番号を表記すること。団体商標・証明商標として登録された地理的表示が地理的表示専用標識を使用する際、地理的表示専用標識と同団体商標・証明商標をともに使用し、併せて商標登録番号を表記すること。

また、『規則』は次のように強調している。地理的表示専用標識の合法的使用者が関連基準、管理規範又は関連使用管理規則に従って生産活動を行わず、又は2年間地理的表示保護製品上に専用標識を表記しなかった場合、知的財産権管理部門はその地理的表示専用標識の使用資格を停止する。承認公告されずに地理的表示専用標識を無断使用し又は偽造し、若しくは地理的表示専用標識に類似して誤解されやすい名称又は標章、消費者の誤解を招く虞のある文字や模様の標章を使用して、当該製品が地理的表示保護製品であると消費者に誤認させる場合、知的財産権管理部門と関係法執行部門は法律・法規、関係規定に従ってこれを取り締まる。『規則』によると、従来の地理的表示専用標識の使用過渡期間は2020年12月31日までとし、2020年12月31日以前に生産された従来の標識を表記した製品は引き続き流通してよい。

国家知識産権局知的財産権保護司の関係責任者によると、『規則』の公布は国家知識産権局が中央政府の機構改革の主旨を貫徹し、原産地地理的表示の統



一認定作業を強化するための重要措置である。各地方知的財産権管理部門は地理的表示専用標識の更新作業を着実に推進し、地理的表示専用標識の審査業務を一層厳格化、規範化し、専用標識使用の日常の監督管理と動的管理を強化して、地理的表示保護の水準を継続的に向上させ、経済社会の高品質な発展を促進する必要がある。

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1147272.htm>



中国最高裁判所知的財産権法廷裁判要旨（2019）概要

中央政府の決定に基づき、中国最高裁判所知的財産権法廷は、2019年1月1日から全国範囲で専利など専門性の高い知的財産権上訴案件を審理することになった。

最高裁判所知的財産権法廷は2019年に各種技術系の知的財産権案件1945件を受審した。内訳は、民事二審案件962件、行政二審案件241件、管轄権異議上訴案件481件、その他の案件261件である。民事二審案件の内訳は、実用新案権侵害係争案件454件、発明専利権侵害係争案件234件、非侵害確認訴訟案件8件、専利代理及び許諾契約係争案件40件、専利出願権係争案件9件、職務発明者報酬係争案件7件、植物新品種係争案件20件、集積回路配置図設計係争案件1件、技術ノーハウ係争案件12件、コンピューターソフトウェア係争案件142件、独占係争案件9件、技術契約係争案件26件である。行政二審案件の内訳は、発明専利権無効行政係争案件80件、実用新案権無効行政係争案件57件、意匠権無効行政係争案件13件、発明専利出願拒絶不服審判行政係争案件71件、実用新案出願拒絶不服審判行政係争案件9件、その他行政係争案件11件である。

最高裁判所知的財産権法廷は2019年に各種知的財産権案件1433件の裁判を終了した。内訳は、民事二審案件586件、行政二審案件142件、管轄権異議上訴案件446件、その他の案件259件である。実体案件の審理期間は平均73日、管轄権異議案件の審理期間は平均29.4日であった。終了した586件の民事二審案件の内訳は、原判決維持案件が236件、取り下げ案件が213件、調停で和解した案件が71件、差し戻し・破棄自判の案件が66件である。終了した142件の行政二審案件の内訳は、原判決維持の案件が126件、取り下げ案件が11件、破棄自判の案件が5件である。終了した446件の管轄権異議上訴案件の内訳は、原判決維持の案件が369件、取り下げ案件が56件、差し戻し・破棄自判の案件が21件である。

最高裁判所知的財産権法廷が2019年に審理した技術系知的財産権案件の特徴は七つある。一、専利民事案件では、クレームの解釈が中心問題であり、均等論の適用が重要な争点であり、従来技術抗弁、先使用権抗弁と合法的な出所抗弁が通常の抗弁理由であり、専利に対する司法保護の強化の重要性がますます際立っていること。二、専利行政案件では進歩性の判断が中心問題であり、行政に対する司法の監督がさらに強化されたこと。三、植物新品種案件で表れた法律問題がますます多様化し、技術事実の究明と権利侵害の性質の認定がこ



の種の案件審理の難点であること。四、技術ノーハウ案件の手続き上の規則が明確化され、技術ノーハウの非開示性と権利侵害方式の隠蔽性により、実体審理が難しいこと。五、コンピューターソフトウェア案件の争点が集中されており、契約における規約の明確さと技術事実の究明の難易度が大きく異なっているため、案件審理の難易度も大きく異なっていること。六、技術契約案件では技術問題にかかわる違約事実の判明が審理の重点で難点でもあること。七、管轄など手続きにかかわる案件が多く、その種類もさまざまで、最高裁判所知的財産権法廷は制度上の優位性とその職能を十分に発揮し、裁判資源を合理的に調達し、権利者の侵害排除を十分に支持していること。

『最高裁判所知的財産権法廷裁判要旨（2019）』は最高裁判所知的財産権法廷が2019年に終了した技術系知的財産権案件から36の典型的な案件を精選し、40の裁判規則を練り上げ、技術系知的財産権分野において最高裁判所知的財産権法廷が新型で難解で複雑な案件を審理する際の司法理念、審理の筋道と裁判方法を反映するものである。

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-225831.html>



中国最高裁判所知的財産権法廷が年度報告書を発表 技術系知的財産権案件の六つの特徴

最高裁判所は4月16日、『最高裁判所知的財産権法廷年報（2019）』を発表し、最高裁判所知的財産権法廷裁判規則データベース（以下は「裁判規則データベース」と称する）をオンライン公開した。

最高裁判所知的財産権法廷が2019年に審理した案件には次の六つの特徴がある。

一、案件は幅広い技術分野に及んでいる。当事者が保護を求める知的財産権は医薬、遺伝子、通信、機械、農林業など国民経済・国民生活、先端技術、衣食住・交通と密接する多くの分野をカバーしている。

二、案件が社会に大きな影響を与える。例えば、案件にかかわる知的財産権の市場価値が高く、一審での賠償請求額が1000万人民币以上の案件が17件、1億元以上の案件が3件あった。案件は標準必須専利、医薬専利など先端技術や国民経済・国民生活に関わり、社会の注目を浴びている。

三、多くの案件は複数の手続きが交錯している。法廷は、当事者が相互に複数の裁判所で複数の民事・行政訴訟を提起した関連案件を数多く受理した。このような案件は複数の裁判レベル、異なる手続きに関わっている。法廷は審理プロセス、裁判尺度、一括調停などの面で上手く調整し、比較的良好な効果を収めた。2019年に終了した二審案件の調停和解・取下げ率は29.9%に達した。

四、案件の審理期間が短い。民事、行政プロセスが交錯し、技術事実の究明が難しいなどにより、技術系知的財産権案件の審理期間は通常比較的に長い。同法廷が2019年に終了した二審実体案件の審理期間は平均してわずか73日で、技術系知的財産権の訴訟期間が長い問題を効果的に改善した。

五、中国・外国当事者の合法的な権益を平等に保護した。外国、香港・マカオ・台湾にかかわる案件は全体の8.9%を占め、一部の案件は多国間訴訟の一部であり、国外で提起された専利権侵害訴訟と相互に影響する。法廷は中国と諸外国の各種市場主体の知的財産権を区別なく同等に扱い、平等に保護している。

六、司法保護強化のトレンドが明らかである。信義誠実保障メカニズムを活用し、文書の提出命令の履行を拒んだり、故意に保全製品を毀損するような場合、上記行為者に不利な事実推定を採用する。終了案件のうち、権利者勝訴の案件は全体の61.2%を占めている。

また、今回オンライン公開された裁判規則データベースは、中国で初めて技術系知的財産権案件裁判規則を収録、整理、公表したデータベースである。最



初にオンライン公開された規則には最高裁判所知的財産権法廷による2019年の典型的で指針となる裁判文書と裁判規則を収録されている。裁判規則データベースの公開と活用は、技術系知的財産権裁判基準を統一化させるための重要措置で、技術系案件審理の品質と効率を向上させるための強力な保障でもある。
http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=121985



最高裁 知的財産権に対する司法保護を全面的に強化、損害賠償額を引き上げ

先頃、中国最高裁は『知的財産権に対する司法保護の全面的な強化に関する意見』（以下、『意見』という）を公布し、各級裁判所に対して、知的財産権の司法保護の全面的な強化の重大意義を十分に理解し、知的財産権の司法保護の大局的な着眼点と目標を正確に把握し、イノベーション型国家の建設、社会主義近代化強国の建設、国家ガバナンス体系と管理能力の近代化のために強力な司法のサービスと保障を提供するよう要求した。

『意見』は知的財産権裁判の実務に基づき、目下の知的財産権の司法保護の重大かつ困難な問題に焦点を当てて一連の対策を提出し、権利者の訴訟・権利保護コストの削減、訴訟期間の短縮、損害賠償額の引き上げ、当事者の挙証困難問題の解決に力を入れ、司法保護の実際の効果を確実に高めている。

『意見』は次のことを求めている。即ち、挙証責任の分配規則、挙証妨害排除制度と証人の出廷証言制度を完備化し、電子データ証拠の収集ルートを広げ、当事者の証拠保全、とり調べに関する要請を法に従って支持し、当事者の挙証負担を軽減させること。知的財産権裁判方式に関する改革を推進し、依頼鑑定や訴訟中断、差し戻しなどの基準を法に従って厳格に把握し、無駄な時間を減らすこと。第三者のデータを十分に活用して、権利侵害による利益を法に従って確定し、知的財産権侵害情状が深刻な場合、法に従って賠償金を高目に確定し、ニセモノや海賊版商品、そして主として権利侵害に使う原材料や道具を没収して廃棄し、知的財産権侵害行為の再発を効果的に抑制することである。

また、『意見』は次のことを強調している。即ち、知的財産権分野の非誠実な訴訟行為を法に従って制止し、システムとメカニズムの構築を強化し、司法保護の全体効果を増強すること。関連部門との連絡を強化し、知的財産権保護の合力を形成すること。裁判の基本ベースを固め、知的財産権の司法保護の全面強化に力強いサポートを提供することである。

<http://www.nipso.cn/onews.asp?id=50036>



北京初の展覧会知的財産権保護連盟が発足

20回目の世界知的所有権の日を迎える4月26日、北京市朝陽区展覧会知的財産権保護連盟が発足した。これは北京で最初の展覧会知的財産権保護連盟である。同連盟の発足で展覧会における知的財産権保護がレベルアップし、展覧会業界の健全な発展が効果的に推進される。

同連盟は中国国際展覧センター、全国農業展覧館、国家会議センター、北京国際会議センターなどの展示場や展覧会関係企業により設立され、当面18の企業が加入している。

同連盟は、加盟企業の協力の作用を発揮させ、リソースの共有を図り、知的財産権保護を強化し、展覧会分野における知的財産権保護の新しいモデル、メカニズムを常に革新し、展覧会における知的財産権保護をレベルアップし、知的財産権侵害行為の取り締まりを強化し、国家知的財産権戦略の着実な実施を保障し、公平競争の市場秩序を維持することを主な目標としている。

朝陽区市場监督管理局（朝陽区知識産権局）の関係責任者は、「展覧会における知的財産権保護を強化し、展覧会業界の良質な発展を推進するため、新しい朝陽区知的財産権局の設立以来、末端知的財産権管理機能のレベルアップを模索する中、知的財産権管理における企業や社会組織の参与、企業の自己管理と業界の自主規制を重要視してきた」と述べた。この度、同局は従来の単一的な行政管理手段を捨てて、展示場と展覧会関係会社が展覧会関連の知的財産権管理に参与するよう奨励し、提唱し、サポートする。朝陽区展覧会知的財産権保護連盟はこうした背景の下で設立された。

国家会議センター総経理補佐の陳宇氏は、「近年、北京における展覧会の数が急増し、その規模も拡大し続けているが、展示場側や出展側は展覧会における知的財産権に十分な関心と保護を与えておらず、展覧会において知的財産権侵害や展覧会詐欺が時折発生している。知的財産権保護連盟の発足後、展示場側、出展側は連盟の枠組み内でサービスレベルを向上させ、展覧会のブランドを育成するとともに、相互協力を強化し、業界の自主規制を推進し、展覧業界の発展を効果的に推進することもできる」と語っている。

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qt/202004/1950414.html>



AI・IoT・ビジネスモデルの関連情報

5G +スマート街灯充電ポールが稼働開始

照明、5G通信、新エネルギー車（NEV）の充電、映像撮影、情報インタラクションなどの機能を「1本」に集約した「5G +スマート街灯充電ポール」が、現在すでに浙江省・舟山市で充電サービスの提供を開始し、オンライン決済も可能となっている。

国家电网によると、現在全国に先駆けて展開されているこの「5G +スマート街灯充電ポール」は、国家电网舟山供电公司啓明集団、国家电网浙江総合エネルギーサービス有限公司舟山分公司、中国移动（チャイナモバイル）舟山分公司三社が共同で打ち出したものであり、このスマート街灯充電ポールが、公共リソース建設の共有、集約、統一計画という新たな理念を実現した。

このスマート街灯充電ポールには新エネルギー車のナンバープレートを識別できるシステムが搭載されており、充電スペースに空きがないという難題を解決している。車の所有者はスマートフォンで充電スペースを予約し、QRコードをスキャンしてアプリにアクセスし、充電と電気代の支払いを行うことができる。しかも、充電している間に5Gの高速アクセスを体験することもできるという。街灯充電ポールには動画音声インタラクションシステムが搭載されているため、車の所有者と充電ポールのモニタリングセンターが映像と音声で接続し、オンラインでの質疑応答ができる。

5G +スマート街灯充電ポールは、5G基地局を搭載できるだけでなく、IoTなどの技術を利用し、セキュリティや環境モニタリングなどさまざまな設備を集約することも可能である。5G技術の商業応用が進むにつれて、数多くの都市で建設ブームが起き、各地で5G基地局の計画とスマート街灯充電ポールの建設が積極的に展開されている。

http://www.gd.xinhuanet.com/newscenter/2020-03/16/c_1125721643.htm



百度が「ACE 交通エンジン」を正式にリリース

百度 (Baidu) の自動運転プロジェクト「Apollo」は4月9日、「ACE 交通エンジン」を正式にリリースし、Apollo スマート交通ソリューションを初めて公開して、AI、自動運転、路車協調（協調型車両インフラストラクチャシステム）における百度のビジネス計画を体系的に説明した。百度の「ACE 交通エンジン」（Autonomous Driving、Connected Road、Efficient Mobility、すなわち自動運転、路車協調、効率的な移動）のリリースは、中国各地で「新しいインフラストラクチャ整備」が積極的に推進される中で絶好のタイミングである。「ACE 交通エンジン」を解説する『Apollo スマート交通白書』が同日 Apollo 公式サイトで公開された。

「ACE 交通エンジン」は、自動運転と路車協調における Apollo の優位性を利用し、AI とインフラストラクチャ、輸送機械、輸送サービス、業界のガバナンスとの統合を促進する。また、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、AI などの技術を通して都市のガバナンスシステムとガバナンス機能の近代化水準を継続的に向上させ、リアルタイム感知、瞬時の応答、スマートな意思決定を備えた最新のスマート交通システムを構築するものであり、それによって都市をよりスムーズに運営し、生活を一層素晴らしくする。

百度の「ACE 交通エンジン」は「1 + 2 + N」のシステムアーキテクチャを活用している。「1 + 2 + N」とは、「一つのデジタルベース、二つのスマートエンジン、N 種類の応用サービス」である。一つのデジタルベースは、「車」、「道路」、「クラウド」、「マップ」などのデジタル交通インフラストラクチャを指し、小度 (Xiaodu) 車載 OS、百度飛槳 (PaddlePaddle 注：百度のディープラーニングフレームワーク)、百度スマートクラウド、百度マップが含まれる。二つのスマートエンジンは、Apollo 自動運転エンジンと路車協調エンジンである。N 種類の応用サービスには、スマート情報制御、交通管理、スマート公共バス、スマート輸送、コネクテッドカー (IoV)、スマートタクシー、自動駐車などが含まれる。

百度の「ACE 交通エンジン」統合ソリューションは、すでに北京市、湖南省・長沙市、河北省・保定市など 10 以上の都市で実施され、存在感を増している。北京では、Apollo は北京自動運転試験報告書で 2 年連続 1 位に選ばれ、自動運転試験を行う企業の中で最も多くの投入車両と最長の試験走行距離を誇る。また、百度は北京で初めて有人自動運転試験を実施した企業でもあり、中国で最高ランクかつ最高レベルの T4 自動運転ライセンスを取得している。長沙市では、Apollo が中国初の自動運転タクシーチーム「ロボタクシー」(Robotaxi)



の試験運用を開始した。一般市民はスマートフォンのAPPで試乗体験を予約できる。2019年12月末時点で、合計一万人以上の乗客を乗せたという。保定市では、百度スマート情報制御システムにより、交差点と主要道路での交通遅延を効果的に削減し、主要道路の最大移動遅延時間が30%減少した。

2020年3月、「Apolloスマート交通」は、重慶市、山西省・陽泉市、安徽省・合肥市の路車協調の新しいインフラ整備プロジェクトに入札した。今後、百度はより多くの地方政府と協力し、AI技術を使用して都市をよりスマートにするだろう。

<http://ai.people.com.cn/n1/2020/0410/c422450-31669131.html>



アリババがリソースを統合して AIoT に全力傾注 「精霊パートナーシッププラン」を発表

現在、アリババは世界で4つのIoTコアノード、14の加速計算ノードを展開しており、12種の言語をサポートし、200カ国以上をカバーしている。機器メーカーは1つのSDK(ソフトウェア開発キット)だけで海外に製品を販売できるため、コストが大幅に削減される。

今年初めに、アリババのIoT戦略が再びアップグレードされ、アリクラウドIoTの庫偉CEOが天猫精霊事業部の責任者となった。庫偉氏によると、現在、天猫精霊のAIテクノロジーとアリクラウドIoTの機能が密接に統合されており、製品テクノロジーからサービス機能までのコラボレーションが徐々に形成され、それによってAIoTモデルを通して業界パートナーに一層良質なサービスが提供されるという。

現在、新たな生産作業プラットフォーム「精霊スマートオープンプラットフォーム」が正式に稼働を始め、「AIオープン」と「IoT接続」の2つのエントランスが設けられ、AIoTのワンストップの技術機能が提供されている。例えば、プラットフォームは、天猫精霊で使用されている遠距離音声認識、自然言語処理、声紋認識決済、クラウドサービスシステムサポートなどのテクノロジーが提供されている。

2019年に天猫が発表した新製品が初めて1億件を超えた。スマート製品は売れ行きが良く、若者の消費者の間で人気を得ている。例えば、天猫精霊が家電メーカーの九陽股份有限公司と共同開発したKsolo豆乳メーカーは2019年11月11日の特売日だけで3万台売れ、業界のNo.1製品となった。天猫は先頃、新製品戦略を明らかにし、今年売り上げが億元を超える製品を300品目、売り上げが億元を超えるブランドを1000件作り上げると発表した。

<http://scitech.people.com.cn/n1/2020/0417/c1007-31678207.html>



中国聯通が 5G スマートメディア製品の発表会を開催

中国聯通（China Unicom）の 5G スマートメディア製品の発表会が 5 月 14 日に北京で開催された。発表会はオンラインで行われ、5G ネットワークを利用して中国聯通の通信博物館のメイン会場と東単デモホールを接続し、5G 映像生配信、ニュースのコンテンツ制作およびバーチャルスタジオシステムの三種類の 5G スマートメディア製品を紹介した。

5G 映像生配信製品の面では、5G バックパック、5G+AR インタビューメガネ、AI 音声転写、5G live 生配信プラットフォームなどのコアコンポーネントが発表され、メディアの記者たちにエンドツーエンドの映像生配信サービスを提供した。

説明によると、5G バックパックはカメラマンの重荷を減らすのに役立つ。ポータブル 5G+AR メガネは、会場内の人をリアルタイムで追跡する機能、多人数のスマート識別などの機能を備えており、認識済の人の関連情報を自動的に照合できる。AI 音声文字変換は記者の速やかな原稿作成をサポートし、ディレクターの要請に従いシーンを切り替えることもできる。5G live 生配信プラットフォームは、収集されたビデオをすぐに中国聯通の 5G ネットワークを通して編集でき、平面/VR ビデオ収集、クラウドトランスコーディング、ライブ配信、コンテンツ集約などのエンドツーエンドのフルプロセス製品の機能をカバーする。

同時に、メディア従事者は AI テクノロジーを使用し、大量のニュースデータを安全で標準的な秩序のある情報に整理することができる。また、同技術によりニュースデータの分析と可視化表現を行うこともできる。

バーチャルスタジオシステムはメディア従事者にオンプレミス

（On-Premises）のラジオとテレビ・ネットワークレベルのバーチャルスタジオを提供できる。バーチャルスタジオシステムが提供するバーチャル司会者は、音声合成、音声認識、意味理解、画像処理、機械翻訳、およびその他の AI 技術を利用し、サービスのコンテンツまたはニュースの自動放送を実現し、またビデオへのテキストの自動出力もサポートするという。

<http://finance.people.com.cn/n1/2020/0515/c1004-31710476.html>